

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う、再入国許可により出国した方の本邦入国に係る取扱い等について

令和4年10月7日更新

出入国在留管理庁

Q1：再入国許可出国中に再入国許可（みなし再入国許可を含む。）の有効期限が過ぎてしまいました。そのため、在留資格認定証明書交付申請を行おうと考えていますが、申請に必要な書類は全部用意する必要があるのでしょうか（2022年10月7日更新）。

A1：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本邦に入国できない等の理由により、再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）の有効期間の満了日が、2020年1月1日から2023年4月30日までの方であって、かつ再入国許可による出国前から、活動内容や身分関係に変更がない方については、原則として、①在留資格認定証明書交付申請書、②受入機関等が作成した理由書、③従前の在留カードの写しをもって審査することとしていますので、改めてその他の立証書類を用意いただく必要はありません（必要な場合は、追加資料をお願いする場合があります。）。在留カードの写しは、券面情報が確認できるものであれば、写真画像やFAXでも差し支えありません。

なお、上記取扱いは2023年4月30日までになされた在留資格認定証明書交付申請が対象となりますので、ご注意ください。

Q2：上記の申請を行った場合、審査にどのくらいの時間がかかりますか？（2020年6月26日掲載）

A2：通常、在留資格認定証明書交付申請に係る標準処理期間は1か月から3か月ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による再申請の場合は、より迅速に処理することとしており、2週間を目安としています。

Q3：新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可の期限内に帰国することができませんでした。再度入国を予定しているため、在留資格認定証明書交付申請を行いたいのですが、本邦に代理人がいないため、申請を行うことができません。このような場合、どのような手続を行ったらいいのでしょうか。（2022年10月7日更新）

A3：再入国許可の有効期間の満了日が2020年1月1日から2023年4月30日までの方であり、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可の有効期間内に再入国することができなかつた方であつて、かつ、従前の活動内容に変更がなく、本邦に代理人がいないため、在留資格認定証明書の交付を受けることができない方は、滞在先の在外公館において査証（ビザ）申請を行っていただくこととなります

(<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006066.pdf>)。

なお、上記取扱いは2023年4月30日までになされた査証（ビザ）申請が対象となりますので、御留意ください。

Q4： Q3の査証（ビザ）申請の対象となる在留資格について、教えてください。

A4： 本邦に代理人がない場合がありうる在留資格として、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「企業内転勤」、「興行」、「家族滞在」、「特定活動」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が想定されます。

Q5： Q3の査証（ビザ）申請の必要書類について、教えてください。

A5： 上記の対象となる方については、滞在先の在外公館において、原則として申請書と在留カードの写し及び本人からの申立書のみで審査を行うこととなりますが、必要に応じてその他の立証資料を求める場合があります。詳細については滞在先の在外公館 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/> (外務省のウェブサイトに移動します。)) または外務省ビザ・インフォメーション (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/otoiawase.html> (外務省のウェブサイトに移動します。)) にお問い合わせ下さい。

Q 6： 本邦に代理人がいる場合は、上記措置の対象にはならないのでしょうか。

A 6： 本邦に代理人がいる場合で在外公館において申請される際、通常どおりの書類を提出していただくほか、必要に応じて、外務省との間において、事前査証協議を行うこととなりますので、本特例措置の対象よりも時間がかかることとなります。

他方、本邦に代理人がいる方については、A 1 のとおり、地方出入国在留管理局において、申請書と受入機関の理由書及び従前の在留カードの写しにより在留資格認定証明書交付申請を受け付けており、2 週間程度で在留資格認定証明書を交付することとしていますので、こちらを御利用いただければ、迅速に査証（ビザ）が発給されることとなります。

Q 7： 「特定活動（外国人建設就労者）」で本邦に在留していましたが、一時帰国し、その後再入国予定であったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、在留期限までに再入国できませんでした。再入国できれば、あと 1 年日本に在留することが可能であったのですが、令和 3 年 4 月 1 日以降でも、再度、在留資格認定証明書交付申請を行うことができますか。また、この場合も、国土交通省からの書類を求めることなく、申請書と理由書で、改めて在留資格認定証明書交付申請を行うことができますか。（2022年10月7日更新）

A 7： 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により在留期限内に再入国することがで

きなかった外国人建設・造船就労者については、令和3年4月1日以降でも、再度、在留資格認定証明書交付申請を行うことができます。また、この場合も、他の立証資料を提出することなく、申請書と理由書、従前の在留カードの写しのみで申請することができます。在留カードの写しは、券面情報が確認できるものであれば、写真画像やFAXでも差し支えありません。

(注) 各機関毎の同時受入れ人数枠を超えることはできません。また、外国人建設・造船就労者の受入れ期間について、適正監理計画に変更が生じることとなる場合には、必ず国土交通省において手続が必要となります。手続の詳細については、国土交通省にお問い合わせください。

なお、本特例措置により適正監理計画の手続を行う場合には、出入国在留管理庁に提出した申立書及び理由書の写し並びに在留資格認定証明書の写しを国土交通省にも提出する必要があります。

また、外国人建設・造船受入事業においては、制度上一度退職（解雇）した外国人を再雇用することは認められておりませんのでご注意ください。A8についても同様です。詳しくは、国土交通省にお問い合わせください。

なお、外国人建設・造船就労者の受入事業の新規受入れは、令和3年3月31日で終了しています。現在就労されている方や本特例措置を活用する方についても、令和5年3月31日で一律に終了させることとされていますので、ご注意ください。

Q8： 外国人建設・造船就労者として従事できる期間は限定されていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により再入国できなかった期間も、この期間に加算されてしまうと、就労できる時間が短くなってしまいますので、考慮してもらうことはできませんか。（2020年6月9日掲載、2021年9月28日一部修正）

A8： 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本邦に再入国できなかった期間がある場合は、新型コロナウイルス感染症の影響に関する申立書 (<https://www.moj.go.jp/isa/content/001339405.doc>) を提出していただければ、その事情を考慮し、外国人建設・造船就労者として従事できる期間に含めません。

ただし、活動期間として考慮されるのは真に新型コロナウイルス感染症の影響により入国できなかった期間のみとなり、通常の休暇期間は含まれません。

なお、外国人建設・造船就労者の受入事業の新規受入れは、令和3年3月31日で終了しています。現在就労されている方や本特例措置を活用する方についても、令和5年3月31日で一律に終了させることとされていますので、ご注意ください。

Q9： 技能実習修了後に外国人建設・造船就労者として従事する場合、活動に従事する前又は開始後1年以内に、1か月以上又は1か月以上1年未満の一時帰国をする必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、当初予定していた一

時帰国時期に帰国が困難な場合、どうしたらよいでしょうか。（2022年10月7日更新）

A9：新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により当初予定していた期間に一時帰国が困難な場合は、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請の際に、一時帰国時期の変更を行った旨の説明（任意様式）を添付して申請してください。

なお、外国人建設・造船就労者の受入事業の新規受入れは、令和3年3月31日で終了しています。現在就労されている方や本特例措置を活用する方についても、令和5年3月31日で一律に終了させることとされていますので、ご注意ください。

Q10：新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可（みなし再入国許可を含む。）の期限内に帰国することができませんでした。再度入国をする予定なのですが、従前の在留資格が在留資格認定証明書交付申請の対象とならないものである場合（「永住者」、「定住者（告示外）」「特定活動（告示外）」）は、どのような手続を行ったらいいのでしょうか（2022年10月7日更新）。

A10：再入国許可（みなし再入国許可含む。）の有効期間の満了日が2020年1月1日から2023年4月30日までの方は、2023年4月30日までの間に在外公館で査証（ビザ）申請を行った場合には、原則として申請書、在留カードの写し及び

本人の申立書のみで査証（ビザ）申請を受け付けます。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>

※上記取扱いは2023年4月30日までです。

なお、従前の在留資格が「永住者」の方については「定住者」の査証（ビザ）申請を行っていただくことになります。この場合、上陸時において「永住者」として上陸特別許可をします（<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006017.pdf>）。

※上記取扱いは2023年4月30日までです。